

商工労働局における不適切な事務処理について

1 要旨

商工労働局において実施している公文書施行に係る事務(年間処理件数約2,000件)について、平成29年度及び30年度の2年間にわたって、不適切な事務処理があったことが判明した。

2 概要

(1) 不適切事務の内容

① 手数料の立替及び紛失(8件, 31,200円)

申請手数料を31,200円紛失した。紛失した手数料は迅速に事務処理を進めるために担当者自身が立て替えた金と勘違いし、担当者が誤って持ち帰った可能性が高い。

② 申請書偽造(5件)

申請者から提出された申請書に不備があったものについて、担当者自身が書き換えた。

③ 収納証明偽造(3件)

申請書を書き換えたことに伴い、元の申請書に刻印してあった会計総務課による収納証明が効力を失ったため、偽造した申請書に自身で作成した収納証明を印字した。

④ 事務処理の遅延(12件)

事業者からの申請書受理後、1年以上処理を行わず放置した。

⑤ 決裁手続きの不備(194件)

所属長の決裁を経ないものについて、他文書の公印処理の際に不正に公印を押印し、公文書施行した。

⑥ 申請書等の紛失(12件)

上記⑤のうち12件については、事業所及び個人の住所・氏名・生年月日・電話番号が記載された申請書等を紛失した。紛失した申請書は、誤廃棄により溶解処理された可能性が高い。

⑦ 手数料の過徴収(6件, 13,200円)

本来、手数料が発生しない手続きについて、誤って手数料を収納していた。

(2) 発覚の経緯

H31.4.2(火) 定期人事異動による担当交替により、新担当者が机の中及び執務室内に未処理と思われる申請書を発見

H31.4.11(木) 当時の担当者立ち合いのもと、未処理であることを確認

H31.4.18(木) 当該事務のシステムとの照合により、決裁手続きの不備や紛失した申請書の存在を確認

R元.5.10(金) 当時の担当者から、不正な公印使用の事実及び誤廃棄により申請書等の紛失の可能性のあることを聴取

R元.5.27(月) 手数料収納の証明が無い申請書を発見。収納証明及び申請書の偽造を発見

R元.5.28(火) 当時の担当者から、偽造の事実及び手数料を誤って持ち帰った可
～6.10(月) 能性があることを聴取

(3) 不適切処理への対応

- 手数料の紛失については、本人が誤って持ち帰った可能性があるとして主張しており、本人から返金の意思が示されている。
- 申請書等の紛失については、全件について当事者へ謝罪の上、申請者あてに不審電話等あれば県へ連絡するなど二次被害の防止を働きかけている。
- 決裁手続きの不備のまま施行された公文書については、追認決裁手続き中である。
- 事務処理の遅延については、全件について当事者へ謝罪の上、5月末までに施行処理を完了した。

(4) 不適切な事務処理の原因

- 申請受付から施行までの一連の事務が一担当者に集中しており、事務処理のマニュアル化や見える化がされておらず、担当者以外に全体の処理状況を把握しているものがいなかった。
- 組織としてのチェック体制が徹底されていなかった。

3 再発防止策

(1) 当該事務処理のマニュアル化とチェック体制の強化

- 誰が担当しても一定の事務処理水準が得られるよう、事務処理の手順をマニュアル化するとともに、受付時から施行までの処理状況を把握・管理する「管理簿」を整備し所属長及びGLが定期的に進捗状況を確認、ミーティングで共有するなど所属内での事務処理及び関係書類のチェック体制を強化する。
- 一担当者に事務が集中することを避け、組織内でのチェック体制や相談・協力体制が徹底されるよう、複数名の担当者で対応する。
- 申請書等個人情報の含まれた書類は、執務室内の決められた場所に保管すること。また、文書廃棄の際は個人情報を含む重要文書が含まれていないかグループごとに再確認を行い、紛失を防止すること。
- また、条件を満たした申請に対して自動的に起案処理を行うRPA対応等、ヒューマンエラー防止による抜本的な再発防止策についても、検討を行う。

(2) 全庁的な対応

- 適正な文書管理及び個人情報保護の徹底を図るため、文書等の収受、処理、施行及び廃棄時における注意点などを示した注意喚起文書を総務局長名で発出する。あわせて、公印管守機関に対し、公印の適正管理についても注意喚起を行う。
- 公金管理に関する全庁的な再発防止策については、今後、関係部局と連携し検討する。